

東串良町プレミアム付商品券



令和元年10月から消費税の増税が予定されていることから、住民税非課税の方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券の発行・販売を実施します。

商品券名	東串良町プレミアム付商品券
販売期間	令和元年10月1日（火）～ 令和2年1月31日（金）
販売単位	5,000円（1,000円×5枚綴）の商品券を4,000円で販売
販売場所	決定後お知らせします。
購入対象者	（1）2019年度住民税非課税者（課税基準日 2019年1月1日） ※住民税課税者の生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護者等除く。 （2）2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子ども（0歳から3歳半以下）
購入限度額	上記（1）に該当 ひとりにつき、額面5,000円の商品券を5回まで購入可能 上記（2）に該当 対象となるおさまひとりにつき、額面5,000円の商品券を5回まで購入可能 ※上記（1）と上記（2）の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度まで購入することができます。
商品券購入の 手続き	商品券の購入には、東串良町が発行する購入引換券が必要です。
	住民税非課税者
	①上記(1)の対象者は、購入引換券の交付にあたり申請が必要となります。 対象となる可能性がある方には町から購入希望の申請書を送付します。 ②購入引換券の交付を希望する方は申請書を郵送か企画課の窓口において申請を行います。 ③町で審査し、購入対象者であることが確認できた人には引換券を郵送します。 ④ 引換券を受け取った人は、引換券と本人確認ができるものを提示して、町の指定する場所で購入します。 代理で購入する場合は、窓口に来る人の本人確認ができるものを提示してください。 ※本人確認ができるものとは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、障がい者手帳、社員証、学生証などです
	子育て世帯
	①3歳半以下の子どもがいる世帯には引換券を郵送します。申請の必要はありません。 ②引換券を受け取った人は、引換券と本人確認ができるものを提示して、町の指定する場所で購入します。 代理で購入する場合は、窓口に来る人の本人確認ができるものを提示してください。 ※本人確認ができるものとは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、障がい者手帳、社員証、学生証などです
商品券利用期間	令和元年10月1日（火曜）～ 令和2年2月29日（土曜）
商品券発行内容	使用対象外物品等 1. 商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの 2. 株式、先物、宝くじなどの金融商品 3. 事業活動に伴う仕入れ、経費の支払い等の業者間取引 4. 納税、公的手数料等の国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い 5. 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い 6. たばこ（たばこ事業法第36条第1項により、小売定価以外による販売の禁止） 7. その他、取扱加盟店が特に指定するもの
商品券取扱店	東串良町内の事業所（商品券取扱店は購入時にお知らせします。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱店舗において利用期間内に限り利用可能 ・購入後の返金はできない ・現金との引き換えはしない ・ホテル誘致促進条例施行規則商品券使用に際し、釣り銭は支払わない ・盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない ・取扱店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識するよう明示する義務を負う

【問い合わせ窓口】

企画課プレミアム付商品券事務局（役場 企画課）

電話：0994-63-3122

FAX：0994-63-3138